

がん患者医療用ウィッグ等 購入費の助成



がんの治療に伴う外見の悩みを抱える方に対し、医療用ウィッグおよび乳房補整具(以下、「補整具等」という。)の購入費用の一部助成をしています。購入費用を支払った日から1年以内に申請してください。

④ 次の①から④全ての要件を満たす方

- ① 町内在住で、町税等の滞納がない方
- ② がんと診断され、その治療を行っている方
- ③ 就労等の支障があるために補整具等の使用を必要としている方
- ④ 過去に同一の補整具等の助成金の交付を受けていない方

【助成額】

〈医療用ウィッグ〉

購入費の10分の9で上限額は30,000円

〈乳房補整具(右側および左側)〉

それぞれ購入費の10分の9で上限額は20,000円

※詳細は、問合せ先までご連絡ください。

問健康福祉課 ㊟(57)4171

おれんじカフェ

認知症の方やその介護をされている方など、誰でも気軽に利用いただける憩いの場です。日頃の悩みや思いなどを同じ立場の人たちと共有しませんか。

㊟ 4月15日(火)14時～15時30分 ※途中退室可

所 ひまわり館 ㊟無料 ㊟談話会

問健康福祉課 ㊟(57)4173

「福祉タクシー事業」のご案内

心身の障がいにより交通機関を利用することが困難な方を対象に福祉タクシー券を交付し、タクシーの基本料金を助成します。

㊟ ●身体障害者手帳 1級2級

●精神障害者保健福祉手帳 1級2級

●療育手帳 A1A2

㊟ 福祉タクシー利用券 月4枚交付

㊟ 直接問合せ先

問健康福祉課 ㊟(57)4172

令和7年度高齢者外出支援事業 について



移動手段を持たない70歳以上の方を対象にタクシー利用券を交付し、タクシー料金の一部を助成します。

㊟ 4月7日(月)～ 所 保健センター

※詳細は町HPをご覧ください。

問健康福祉課 ㊟(57)4173

戦没者等のご遺族に対する 特別弔慰金(第12回)の申請について

戦後80年を迎えるにあたり、戦没者等のご遺族に対する特別弔慰金(第12回)が支給されます。

【支援内容】額面25万円、5年償還の記名国債

【支援対象者】

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

㊟ 令和7年4月1日(火)～令和10年3月31日(金)

問健康福祉課 ㊟(57)4186

子宮頸がんワクチン キャッチアップ接種の経過措置

子宮頸がんの予防接種は、子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルスの持続感染を防止する効果があるため、定期予防接種として実施しています。

しかし、副反応との因果関係により、積極的勧奨を差控える措置が一時期とられました。その後、安全性が確認されたため、令和4年度から積極的勧奨が再開されました。この間、定期接種の機会を逃した方に対する接種を可能とするよう時限的措置(キャッチアップ接種)がとられています。

キャッチアップ接種は、令和6年度で終了の予定でしたが、令和6年夏以降の需要増により、接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃる状況等を踏まえ、全3回の接種を公費で完了できるよう経過措置が設けられました。子宮頸がんワクチン接種を未完了の方は、早めに接種して子宮頸がんを予防しましょう。

㊟ 平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれ的女性で、令和4年4月1日～令和7年3月31日の間に1回以上予防接種を受けている方

㊟ 令和8年3月31日(火)まで(以降、自己負担による任意接種) ※子宮頸がんワクチンは、3回接種を終えるまでに標準として6か月程期間を要しますので、十分余裕を持って接種願います。

問健康福祉課 ㊟(57)4171